

## 本庁各庁舎の停電について

電気事業法に基づき義務付けられている電気設備の法定年次点検のため、以下のとおり本庁各庁舎が停電となります。

| 月 日                     | 停電庁舎                  |                               |                       |                       |                       |
|-------------------------|-----------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|                         | 本庁舎                   | 新庁舎                           | 新庁舎<br>エネルギーセンター棟     | 西庁舎<br>(旧第二分庁舎)       | 東庁舎                   |
| 10月8日<br>(土曜日)          | 8:00～20:00<br>(漏電試験有) |                               |                       |                       |                       |
| 10月15日<br>(土曜日)         |                       |                               |                       |                       | 8:00～20:00<br>(漏電試験有) |
| <b>10月29日<br/>(土曜日)</b> | 8:00～20:00            | <b>8:00～20:00</b>             | 8:00～20:00<br>(漏電試験有) | 8:00～20:00<br>(漏電試験有) |                       |
| <b>11月12日<br/>(土曜日)</b> |                       | <b>8:00～20:00<br/>(漏電試験有)</b> |                       | 8:00～20:00            |                       |

※ 表の時間帯は原則として全停電となります。なお、終了時間は作業の進行状況により前後することがあります。

- 停電作業は、総務局財産経営部庁舎管理課で実施します。
  - 停電となる庁舎においては、**照明、空調、エレベータ、電話機等が使用できません**ので、ご承知おきください。
  - 新庁舎停電に伴い、
    - ① **10月29日(土)の8:00～20:00まで、**
    - ② **11月11日(金)の17時30分頃から、14日(月)昼頃まで、**  
**議会ネットワーク(無線LANや各会派のファイルサーバ等)が使用できなくなります**ので、ご承知おきください。

(注) ①の期間は、サーバ本体に影響しないため、停電時間のみ利用ができなくなります。

②の期間については、漏電試験も実施されることから、停電時間前にサーバを停止し、復旧後サーバを再起動させるため、実際の停電時間よりも利用できない時間が長くなります。
  - **11月12日(土)は、新庁舎にて漏電試験を実施します。各会派控室の電気機器(テレビ、冷蔵庫、パソコン、プリンタ、ハブ等)のコンセントは、前日に控室職員等で全て抜きます**ので、ご了承ください。
- 特に、冷蔵庫を利用されている場合は、冷蔵品及び冷凍食品、生ものや氷などを冷蔵庫内に残さないようにお願いします。